



青森県報

号外第百十三号

平成十四年十二月二十七日(金曜日)

目次

訓 令

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令……(人事課)：一
 技能職員等の給与の特例に関する規程の一部を改正する訓令……(同)：三

訓 令

青森県訓令甲第五十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年十二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員等の給与に関する規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二 (第二条、第五条関係)

技能職等給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	-	-	185,600	220,600	238,300	259,100
	2	121,200	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100
	3	124,900	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200
	4	128,700	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400
	5	132,500	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600
	6	135,100	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000
	7	139,500	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400
	8	144,000	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800
	9	149,200	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200
	10	155,000	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500
	11	161,000	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900
	12	167,300	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200
	13	171,900	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200
	14	175,600	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000
	15	178,800	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600
	16	181,600	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200
	17	184,300	242,200	287,800	341,400	361,300	397,200
	18	186,400	245,100	291,500	344,700	364,600	400,700
	19	188,500	247,000	294,700	347,900	367,500	404,200
	20	190,100		297,100	350,200	370,400	407,600
	21			299,000	352,400	372,900	411,100
	22			301,000	354,700	375,500	414,500
	23			302,900	357,000	378,000	417,900
	24			304,900	359,200	380,600	421,400
	25			306,900	361,600	383,200	
	26			308,700	363,800	385,900	
	27			310,600	366,100		
	28			312,600	368,400		
	29			314,500			
	30			316,500			
	31			318,400			
32			320,300				
再任用職員		150,800	188,600	217,400	-	-	-

備考 再任用職員のうち、その職務の級が3級である職員で知事が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、235,900円とする。

別表第六中

(1)	看護助手
(2)	(1)以外の職員

を

(1)	重症心身障害児病棟に勤務する看護助手	四
(2)	肢体不自由児病棟に勤務する看護助手	二
(3)	(1)及び(2)以外の職員	一

に

改める。

別表第七中「4,900円」を「4,800円」に、「6,700円」を「6,600円」に、「8,700円」を「8,600円」に、「8,505円」を「8,352円」に、「10,100円」を「9,900円」に、「10,500円」を「10,300円」に、「11,200円」を「11,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この訓令は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、別表第六の改正規定は、公表の日から施行する。

2 改正後の技能職員等の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第六の規定は、平成十四年四月一日から適用する。（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に適用されることとなる期間は、知事が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び知事が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

5 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の技能職員等の給与に関する規程の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(給料の調整額に関する経過措置)

6 施行日の前日における給料月額と改正後の規程第六条第二項の規定により算出し

た額との合計額（以下「切替え後の給料の月額」という。）が、平成八年三月三十一日における給料月額と当該給料月額を基礎として技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成八年三月青森県訓令甲第七号。以下「平成八年三月改正訓令」という。）による改正前の技能職員等の給与に関する規程第四条第二項の規定又は平成八年三月改正訓令による改正前の技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成七年十二月青森県訓令甲第二十六号）附則第五項の規定により算出した額との合計額（以下「切替え前の給料の月額」という。）に達しない職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）の給料の調整額は、改正後の規程第六条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に切替え前の給料の月額と切替え後の給料の月額との差額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

平成十五年一月一日から同年三月三十一日まで	百分の百
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

(施行事項)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

8 技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成八年三月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

附則第八項を削り、附則第九項を附則第八項とし、附則第十項を附則第九項とする。

青森県訓令甲第五十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

技能職員等の給与の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年十二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

技能職員等の給与の特例に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員等の給与の特例に関する規程（平成十四年三月青森県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

「平成十五年三月三十一日」を「同年十二月三十一日」に改める。
附則に次の一項を加える。

3 この訓令の規定を適用する場合における技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成十四年十二月青森県訓令甲第五十一号）附則第六項の規定の適用については、同項中「施行日の前日における給料月額」とあるのは、「技能職員等の給与の特例に関する規程の一部を改正する訓令（平成十四年十二月青森県訓令甲第五十二号）の規定による改正後の技能職員等の給与の特例に関する規程（平成十四年三月青森県訓令甲第十六号）の規定の適用がないものとした場合の施行日の前日における給料月額」とする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭